

砂川市子ども・子育て支援事業計画を 策定しました

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月よりスタートし、市では子ども・子育て支援施策を計画的に実施していくため砂川市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

本計画では、教育・保育、子育て支援サービス等の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握したうえで、市における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期のほか、今後進めていく施策や目標等を定めました。

❖計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として、国が定めた基本指針に即して策定しています。また、これまでの砂川市次世代育成支援地域行動計画の子どもと子育て家庭にかかわる施策を踏まえ、砂川市第6期総合計画やほかの関連計画との整合性を図っています。

❖計画の期間

平成27年度から同31年度までの5年間

❖計画の基本理念

子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり

子育て支援サービスの充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを進めるとともに、ひとり親家庭の自立を支援し、幸せに生活することができるまちづくりを目指します。

❖基本の方針

子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させ、家庭を中心に保育所、学校、地域、企業、その他社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を果たすことにより、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、また、すべての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指します。

❖基本的視点

基本理念を実現するために、以下に示した3つの基本的視点を掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図っていきます。

基本的視点1 次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり

□ 幼児期の学校教育・保育の充実 □ 子どもの居場所づくり □ 障がい児支援の充実

基本的視点2 保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり

□ 母子保健の充実 □ 親子のふれあいの場づくり □ 多様な子育て支援サービスの充実
□ 情報提供・相談体制の充実 □ 経済的支援の実施

基本的視点3 社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支えあうまちづくり

□ 児童虐待防止対策の充実 □ ひとり親家庭等の自立支援の推進
□ 仕事と家庭の両立支援（ワーク・ライフ・バランス）の推進

❖主な施策の展開

子育て家庭を支援していくため、子どもや子育て家庭、地域のニーズや市の実情に合わせて、次の事業に取り組んでいきます。

- ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ③妊婦健診事業
- ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） ⑦一時預かり事業 ⑧病児・病後児保育事業
- ⑨時間外保育事業（延長保育） ⑩放課後児童健全育成事業（学童保育所）

砂川市子ども・子育て支援事業計画に基づき、より一層、子育て支援の充実に向けて取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 砂川市子ども・子育て支援事業計画の詳細は、市役所情報公開コーナーで閲覧できるほか、市ホームページに掲載しています

意見募集(パブリックコメント)の結果を公表します

砂川市子ども・子育て支援事業計画(案)に対するご意見を募集した結果、3人の方から4件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。なお、4件のうち2件のご意見は計画の内容に関するものではありませんでしたので公表しません。

◎案件名 砂川市子ども・子育て支援事業計画(案)

◎募集期間 平成27年3月15日～24日

◎募集結果 意見提出者数3人、意見件数4件

【ご意見の概要と市の考え方】

1 概要版 認定こども園について(概要版p.2)

ご意見の要旨

認定こども園は、幼稚園と保育園の内容が合体した形になると理解してよいのでしょうか?具体的な保育・教育内容が盛り込まれているとわかりやすいと思います。私は働いていたため、保育園に子どもを預けていました。小学校に入り、幼稚園に通っていた子どもと保育園に通っていた子どもでは、ピアノ、縄跳び、鉄棒などさまざまなことで、経験がない保育園児と差がありました。認定こども園ができることで、保育園児にも幼稚園児と同等の経験ができればと考えています。

市の考え方

認定こども園とは、幼稚園、保育所等のうち、(1)就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)、(2)地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。ただし、保護者の就労等による「保育に欠ける児童」以外は、幼稚園と同じ時間帯の教育標準時間である4時間しか原則通園することができなく、児童によって保育時間が異なります。

現在、砂川市には私立幼稚園が1施設、市立保育所が3施設ありますが、認定こども園はなく、移行の考えについては、計画書(案)25ページの、「3 教育・保育の一体的提供及び増進に関する体制の確保の内容」の中で、「先駆けて整備した市町村から、メリットばかりではなくデメリットも聞こえてきていることから、認定こども園への移行については、慎重に議論を重ね、見定める必要があると考えています。」としているところであり、既存の幼稚園・保育園での教育・保育体制を維持し、それぞれの教育・保育方針を尊重しつつ、市立保育所においては、保育内容の充実に努めていきたいと考えます。

2 子ども通園センターについて(計画案p.41)

ご意見の要旨

近年、発達障害と診断がつく子が増えているように感じます。診断まではつかずともちょっと遅れが気になる子など、通園センターがあることでつながる場所があることはとても良いことと思います。しかし、センターの職員に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など専門職の配置がなく、離職する方も多いと聞きます。現在の体制では先生たちが疲弊しているのではないかと心配しています。子どもを見てもらう親にとって安心で、信頼をもって相談できるためにも専門職の配置と職員化を希望します。

市の考え方

早期発見・早期療育のもと、健診等で発達の遅れ等が気になり、当市の子ども通園センターの発達相談を受けて通園する児童は、増加傾向にあります。そのような中、子ども通園センターでは、所長1人と保育士や幼稚園教諭等の資格を有する嘱託指導員を5人配置し、発達支援を行っています。

現在、指導員が有する保育士および幼稚園教諭の資格は、幼児期の発達を支援する専門的資格であり、定型発達との差異等を理解し適切な支援を行うとともに、各種研修に参加し資質の向上にも努めているところです。

ご意見のありました「専門職の配置と職員化」につきましては、当通園センター指導員以外の専門的支援も必要であると認識しており、現在、北海道の補助事業である「障がい児等支援体制整備事業専門支援事業」を活用し、心理士には年10回、作業療法士等には年4回、また北海道立子ども総合医療・療育センターの事業で年数回訪問いただき、専門性の高い支援を受けることができる体制を作っており、あわせて、それら関係機関と指導員が連携を密にしながら療育や相談支援にあたっているところです。

市では、いただいたご意見を参考にしながら、支援体制の充実にに向けて取り組んでいきたいと考えます。

※ ご応募いただいた意見は、趣意を損なわない程度に内容を補足しました。貴重なご意見ありがとうございました